

政府職員によるテレワークに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月十八日

古賀之士

参議院議長伊達忠一殿

○

○

政府職員によるテレワークに関する質問主意書

通信機器（パーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット、電話、ファクシミリその他の通信機能を備える機器）を利用した政府職員の勤務について、以下質問する。

一 平成二十九年度末現在、自宅等政府庁舎以外の場所において通信機器を利用した勤務（以下「テレワーク」という。）を行っている政府職員数及び全職員に占める割合を、政府全体及び各府省別にそれぞれ示されたい。

二 テレワークを行う際に利用する通信機器について、次の1から5の製品又はサービスの利用を禁止又は自粛する法令、訓令、規程又は内規等（以下「ルール」という。）はあるか、政府全体及び各府省（特に外務省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。

- 1 特定の国・地域の企業等が製造した製品
- 2 特定の国・地域の企業等が製造した部品を一部使用した製品
- 3 特定の国・地域の企業等が製造したソフトウェアが組み込まれた製品

4 特定の国・地域の企業等が製造したソフトウェア

5 特定の国・地域の企業等が提供する保守・管理等のサービス（オンラインによる保守・管理を含む）

三 テレワークを行う際に利用する通信機器による、次の1から6の機能やサービスの利用を禁止又は自粛するルールはあるか、政府全体及び各府省（特に外務省及び防衛省）について示されたい。ルールがある場合は、ルール名とルールが適用されている国・地域をルールごとに示されたい。

また、5及び6については、わが国の法律以外の法律を準拠法とするサービスを利用している場合があれば、サービス名と準拠法国、利用している府省名をサービスごとに示されたい。

- 1 特定の国・地域の企業等が管理するウェブサイトへの接続
- 2 特定の国・地域の企業等が管理するメールアドレスとの間における送受信
- 3 特定の国・地域の者との間におけるインターネット電話サービス
- 4 特定の国・地域の者との間におけるショートメッセージサービス
- 5 特定の国・地域の企業等が提供するクラウドサービス（ウェブによるスケジュール管理を含む）
- 6 特定の国・地域の企業等が提供するソーシャルネットワーキングサービス

四

前記二及び三について、ルールがない場合、今後ルールを策定する方針があるか明らかにされたい。
右質問する。

O

O